

事務連絡
平成24年5月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」の一部差換えについて

先日、「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」（平成24年4月17日付保医発0417第2号）をお送りしたところですが、下記のとおり誤記がございましたので差換えをお願いいたします。

記

訂正箇所1

通知件名「在宅療養指導管理料の点数の取扱いについて」を「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正についてに改める。

訂正箇所2

2の次に、以下を追加する。

- 3 別添3<調剤技術料>区分01調剤料(5)イ中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

保医発0417第2号
平成24年4月17日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う
実施上の留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年4月17日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第2部第2節第1款C108（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 2 別添1第2章第2部第2節第1款C108-2（2）中「複方オキシコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤」に改める。
- 3 別添3＜調剤技術料＞区分01調剤料（5）イ中「複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」を「複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤」に、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第2節 在宅療養指導管理料</p> <p>第1款 在宅悪性腫瘍患者指導管理料 C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第2節 在宅療養指導管理料</p> <p>第1款 在宅悪性腫瘍患者指導管理料 C108 在宅悪性腫瘍患者指導管理料</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の鎮痛療法とは、ブレノルファン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、オキシコドン製剤又はフルビプロフェン塩酸塩製剤又はフルオキシコドン製剤、オキシコドンポンプ若しくはポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又はオキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーバルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。</p> <p>ア薬液が取り出せない構造であること</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)の鎮痛療法とは、ブレノルファン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルオキシコドン製剤、オキシコドンポンプ若しくはポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーバルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。</p> <p>ア薬液が取り出せない構造であること</p> <p>(1) (1)の鎮痛療法とは、ブレノルファン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はフルオキシコドン製剤、オキシコドンポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又はオキシコドン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーバルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。</p> <p>ア薬液が取り出せない構造であること</p> <p>(1) (1)の化学療法とは、携帯型ディイスポーバル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインタークエロソルフア製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘリコバクテリ感染症又は腎癌の患者に注射する療法をいう。</p> <p>また、(1)の化学療法とは、携帯型ディイスポーバル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はイントラカーテルアルブーム製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘリコバクテリ感染症又は腎癌の患者に注射する療法をいう。</p>

(3) ~ (10) 略

C 108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン製剤を用いて中心静脈注射若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーチャルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア葉液が取り出せない構造であることができないものである患者等が注入速度を変えることのできないものである

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスポーチャル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアルファロンドルフア製癌剤を注入する療法又はインタークエロゾンアルファ製癌剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘリコバクター細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

別添 3

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>
区分 01 調剤料

(3) ~ (10) 略

C 108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料

(1) 略

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤又はオキシコドン製剤を用いて中心静脈注射若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤又は複方オキシコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスポーチャルタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア葉液が取り出せない構造であることができないものである患者等が注入速度を変えることのできないものである

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスポーチャル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアルファロンドルフア製癌剤を注入する療法又はインタークエロゾンアルファ製癌剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘリコバクター細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。

(3) ~ (10) 略

調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>
区分 01 調剤料

(5) 注射薬
ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、日数につき所定点数を算定する。
イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等の処方せん受付につき所定点数を算定する。

注射薬のうち支給できる薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝え活性化型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固因子抗原抗体活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、顆粒ドトロビン放出ホルモン誘導体、ソマトスタンアルファログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インスターフェロソルアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフイン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトスマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグラランジン1.2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビゾマント製剤、スマトリリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トランキサム製剤、フルブルビロフェンアキセチル製剤、メトクロプロミジン製剤、ブチルスコボラジン酸モノアノモニウム・グリシン・レーシン・グリシン・エリスロポエチン・ダルベポエチン・アダリムマブ製剤、アドレナリン製剤、アドレナリン製剤及びベリカルシウム製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、上充填して交付した場合に限り、患者又はその家族等の同意を受ける。

(5) 注射薬
ア 注射薬の調剤料は、調剤した調剤数、日数につき所定点数を算定する。
イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固因子抗原抗体活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン誘導体、ソマトスタンアルファログ、颗粒ドトロビン放出ホルモン誘導体、インスターフェロソルアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフイン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトスマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグラランジン1.2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、スマトリリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トランキサム製剤、フルブルビロフェンアキセチル製剤、メトクロプロミジン製剤、ブチルスコボラジン酸モノアノモニウム・グリシン・レーシン・グリシン・エリスロポエチン・ダルベポエチン・アドリムマブ製剤、アドレナリン製剤、アドレナリン製剤及びベリカルシウム製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」及び「複方オキシコドン製剤」は、薬液を取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限り、患者又はその家族等の同意である。ただし、患者又はその家族等の同意を受ける。

けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウイの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適切と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。

射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウイの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適切と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。